明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する件（金融庁・国土交通一）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産四〇八）　四
○自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準の一部を改正する件（国土交通一五七）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　六
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九
会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○金融庁・国土交通省告示第一号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十六条の三第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月八日

金融庁長官　三國谷勝範
国土交通大臣　前原　誠司

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する告示

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成十三年金融庁国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表Ⅱ―1及び別表Ⅱ―2を次のように改める。